

平成二十二年十二月一日提出
質問第二二四号

治水水利水施設の適切な運営に関する質問主意書

提出者 中島隆利
回答・平成二十二年十二月十日

現政権は、政治主導の下で行政を刷新し、国民の生活を第一とする政策を実現することを掲げ、国民の多くも、これに期待してきたものと承知する。とりわけ、多額の費用を投入しながら、その効果に疑問がもたれ、環境面での問題も指摘されている大型公共事業の在り方の見直しは急務であったはずである。この観点から、以下、治水水利水施設の運営に関連して質問する。

一 治水水利水施設の建設及び運用の前提条件について

1 この間、治水施設の建設事業採

択の前提となる洪水流量計算において、例えば群馬県・八ッ場ダムケースでは、森林の保水力を反映しない過大な洪水流量が算出されていたり、計算資料が不明となつていたり、明らかとなつた。また、会計検査院による平成二十一年度決算検査報告の「ダム建設事業における費用対効果分析について(国土交通大臣あて)」では、ダム建設事業における費用対効果分析等について、現在価値化の方法等、何点かにわたつて問題点が指摘され、是正が求められているものと承知する。会計検査院の個々の指摘についてどのような対応をしていくのか明らかにされたい。

【答弁】一の1について

国土交通省においては、御指摘の会計検査院からの指摘を踏まえ、ダム事業等の事業評価の実施主体に対し、事業評価時点より前に計上したダム建設事業費等を現在価値化することが必要であること、代

替法を用いた不特定容量の便益算定時の当該便益の計上方法を明確化したこと、並びに費用対効果分析における費用及び便益の算定方法等が適切であるかを確認するための新たな方法を定めたことについて、通知したところである。

また、費用対効果分析における不特定容量の便益のより適切な算定方法、堆砂除去費の取扱方法及び年平均被害軽減期待額の便益の算定方法については、今後、所要の検討を行つていくこととしている。

2 治水施設の運用開始後の補足的な工事、又は管理事業開始後に必要な管理費等、追加的に支出された費用を含めた上で、事業採択時に評価した費用対効果分析が適正であったのかどうかについて事後的に再検証する必要があるものと考えるが、政府の考えを示されたい。

【答弁】一の2について

治水事業の事後評価においては、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」（平成二十年七月一日付け国官総第百六十四号及び国官技第四十七号国土交通事務次官通達別添）、「河川及びダム事業の完了後の事後評価実施要領細目」（平成二十一年三月三十一日付け国河計第百十七号国土交通省河川局長通知別添）等に基づき、新規事業採択時評価等における費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等についても検証することとしている。

3 治水施設の建設事業費は、例えば群馬県・八ッ場ダムの場合、平成十六年の計画見直し前は二千百十億円だったものが四千六百億円に膨れ上がるなど、突如として総事業費が一十億円単位で増額したケースが存在する。総事業費の増額で、費用対効果が急激に悪化していると推測できても、既支出分を考慮すると引くに

引けぬまま、泣き寝入り同然で、自らの負担金の増額となる事業費の改訂に同意している地方公共団体も多い。かかる事態を惹起した当事者、責任者に相応の負担をさせるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、かかる事態を未然に防止するため、どのような対策を講じているのか明らかにされたい。

【答弁】一の3について

国土交通大臣が行う一級河川の管理に係る事業については、当該事業によって生ずる利益は流域の地方公共団体にも帰するものであることから、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十条第一項等の規定により、事業内容の変更等に伴い必要となった増額分を含めて、都道府県がその費用の一部を負担することとされている。

また、当該事業については、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（平成二十二年四月一日付

け国官総第百六十七号及び国官技第百六十九号国土交通事務次官通達別添）等に基づき、一定期間が経過することに事業再評価を実施するなど、事業の透明性等の一層の向上を図るために、事業評価を厳格に実施しているところである。

二 治水利水施設の建設及び運用の体制について

1 高度経済成長期の水需要の逼迫を前提として設立された水資源開発公団は、独立行政法人水資源機構に看板を付け替えたものの、いまだにダム、水路建設に固執し、一方で、完成施設の運用等については、国や都道府県との機能、責任の重複、錯綜が目立ち、行政刷新会議の本年四月二十八日の事業仕分けでも、不合理かつ非効率になっている水路、ダムの管理業務については、利害調整など本来行うべき業務のみを機構が行い、それ

以外は他に任せるべきと結論付けられたものと承知する。この事業仕分けの判定について、どのような議論が行われ、どのような対応が行われてきたのかを明らかにされたい。

【答弁】二の1について

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が行う水路及びダム^{（一）}の管理業務については、事業仕分けの評価結果を踏まえ、主務省である厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省並びに機構において、利害調整に関わるもの等の本来機構が行うべき業務であるか否かという観点からの点検や、利水者等及び外部有識者からの意見聴取を行うとともに、これらを踏まえた検討を行っているところである。

2 行政刷新会議の本年十月二十八日の事業仕分けでは、独立行政法人水資源機構の利益剰余金の国庫返

納を早急に検討するよう結論付けたものと承知する。同機構の利益剰余金は、都道府県からの利水施設建設償還金と財政投融资等との間の金利差が主たるものだと推測するが、利益剰余金の総額及び内訳、現在の運用状況について明らかにされたい。また、利益剰余金が国庫返納された場合、経営が厳しい地方公営水道等の施設充実や水道料金引き下げの貴重な原資になり得ると思われる。国庫返納の検討について結論が出るまでの間に、利益剰余金を事業等に支出し、目減りさせることのないよう、しっかりと監視していくことが必要と考えるが、政府の考えを明らかにされたい。

右質問する。

【答弁】二の2について

機構の利益剰余金は、平成二十一年度決算において総額が千三十二億九千四百万円であり、その内訳は、前中期目標期間繰越積立金

が八百八十八億九千二百万円、積立金が九十億三千五百万円、当期未処分利益が五十三億六千七百万円である。

当該利益剰余金は、もともと利水者が機構に支払った割賦負担金の一部から生じたものであることから、利水者等の負担軽減を図るための財源として、また、将来の金利変動等への備えのために機構が保有しているものであるが、このうち、三百四十一億四千万円については、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第三十一条第一項の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けて、利水者等の負担軽減を図るための業務の財源に充てられているところである。

当該利益剰余金の今後の取扱いについては、事業仕分けの評価結果を踏まえ、検討を行っているところである。